

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方創生が、わが国にとって重要な政治課題となり、その実現に向け地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては議員の専門化が進んでいる。

近年、投票率が低下傾向にあるとともに無投票当選者の割合が高くなるなど、若者を中心とした住民の関心の低さや地方議会議員志望者の減少が深刻な問題となっている。

その対策の一環として、厚生年金への加入の制度化が考えられる。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

飯山市議会議員 渋川 芳三